

事業番号	0	3	1
実施計画事業			
実施計画事業以外の事業	○		

令和元年度 事務事業評価シート

1. 事業の概要

事務事業名	住宅改修支援事業				担当部	健康福祉部					
事業期間	平成12年度 ~ 令和2年度以降				担当課	介護保険課					
新基本計画 (平成26年~平成30年)	基本施策	-		展開方向	-						
予算区分	一般会計	款	03 民生費	項	02	目	01	大	03	中	03

2. 実施状況

○市民税非課税世帯に属する65歳以上の虚弱な高齢者で住宅改修を必要とされる方から申請されたものについて、助成対象限度額の9割を住宅の改修費用として支援。

【助成対象限度額】

- ・虚弱高齢者 200,000円
- ・介護保険(要支援・要介護)認定者 100,000円

○福祉、保健医療関係職種の専門家が住宅改修(介護保険サービスによる住宅改修を含む。)について助言し、適正な住宅改修を支援する。

○「市ホームページ」、「高齢者福祉ガイドブック」により周知を図る。

○平成30年度実績:高齢者等住宅改修費助成1件、専門家によるリフォームヘルパー派遣0件

3. 総合診断

事業費	項目	単位等	H27	H28	H29	H30	R1		
			直接経費	決算額	財源	一般財源	千円	486	1,242
			国・県支出金	千円	0	0	0	0	
			その他	千円	0	0	0	0	
			計(A)	千円	486	1,242	90	152	
			対前年比	%	-	255.6%	7.2%	168.9%	
			(当初)予算額	千円	1,908	1,908	1,094	1,134	1,134
	人件費		正職員	人	0.01	0.01	0.01	0.01	
			正職員(平均人件費)	千円	75	75	75	75	
			その他職員	人	0	0	0	0	
			その他職員(時給×年間時間)	千円	0	0	0	0	
			計(B)	千円	75	75	75	75	
			事業費合計(C=A+B)	千円	561	1,317	165	227	
指標	成果指標	高齢者等住宅改修費助成件数	目標	-	-	-	-	-	
			実績	5	11	1	1		
	活動指標	専門家によるリフォームヘルパー派遣件数	目標	-	-	-	-	-	
			実績	2	1	0	0		
			目標						
			実績						
	@事業費	受益者数(a)	人	7	12	1	1		
			受益者あたり事業費(b=C/a)	円	80,123	109,739	164,860	226,860	

診断結果	改善点は見られない	改善点が若干見られる	○	大いに改善すべき
	<p>○市民税非課税世帯の虚弱な高齢者に対する住宅改修を支援し、高齢者の自立した在宅での生活を継続させることができた。</p> <p>○平成29年度及び平成30年度の高齢者等住宅改修費助成件数がそれぞれ1件のみであることについては、制度の周知不足が考えられる。</p> <p>○助成件数が少ないことについては、高齢者等住宅改修費助成制度は、介護保険サービスによる住宅改修費給付制度を補完する制度であり、助成対象となる人が少ないため。</p> <p>○平成29年度及び平成30年度の専門家によるリフォームヘルパー派遣件数はともに0件であるが、市職員によるリフォームヘルパーの派遣をそれぞれ49件、30件実施している。</p> <p>○専門家によるリフォームヘルパー派遣件数が少ないことについては、専門家の派遣は必要時のみとしており、通常は市職員によるリフォームヘルパー派遣を実施しているため。</p> <p>○対象を市民税非課税世帯の虚弱な高齢者としているため、制度の趣旨を踏まえ、介護保険の住宅改修との調整など適切な事業の管理が必要である。</p>			

4. 総合評価

事業の方向性 削減額・対象	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの			
	事務事業評価による額	千円	予算区分	節	節
評価結果	○現状を維持することで、低所得者の負担軽減を図り、適正な住宅改修を行うことができ、高齢者が自立した在宅での生活を送ることができる。				
	○事業を縮小又は廃止した場合、市民税非課税世帯に属する虚弱な65歳以上の高齢者が在宅で自立した生活を送るための住宅改修を支援できなくなる。また、住宅改修への相談・助言を希望する者への対応ができなくなる。				
	○利用者等へ制度の周知不足が考えられるため、現行の周知方法の見直しを検討する。				